

福岡県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定期監査について、同条第9項の規定により、次のとおりその結果に関する報告を決定したので、これを公表する。

令和7年8月7日

福岡県後期高齢者医療広域連合

監査委員 中村明彦

監査委員 田頭喜久己



定期監査結果報告

1 監査の対象

福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算及び後期高齢者医療特別会計予算の執行、収入・支出、契約、現金の出納保管、財産管理等
(令和6年4月～令和7年3月分)

2 監査の期日

令和7年7月4日

3 監査の方法

監査の対象となった事務の執行について、契約及び収入・支出は予算どおり、かつ、適法・適切になされているか、現金、預金、借入金及び財産の管理状況は適正か、計数は正確か、に主眼を置き、効率的な行財政の運営の確保が行われているかに配慮しながら、それぞれの関係諸帳簿・証書類の検査、照合等を実施した。

4 監査の結果

上記の監査の結果、福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算及び後期高齢者医療特別会計予算の執行、収入・支出、契約、現金の出納保管、財産管理等、概ね適法かつ正確になされていたが、支出事務の一部に以下の指摘事項のとおり是正を要する事項が見受けられた。

なお、財務に関する事務の執行について、より一層適正に行うとともに、引き続き、組織及び運営の合理化に努められたい。

[指摘事項]

令和5年度「特定疾病療養受療証作成業務委託（随意契約）」（92,400円）について、令和5年12月31日付けで受注者より請求書を受領したが書類不備のため、処理を保留した。

その後、受注者から追加書類を受け付けたものの、支払い処理を失念し、令和6年8月に受注者から督促を受け、令和5年度に支払うべき委託料を令和6年度予算で支払っているものがあった。